要綱制定の趣旨

「沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱」案は、東日本大震災以降、私たちの生活に不可欠な電気をつくる方法が、従来の発電方法のほかに、太陽光や風力、バイオマス発電などの様々な再生可能エネルギー発電方法により発電されることとなりましたが、これらの発電設備が設置されることにより、新たな電源となる一方、自然環境や魅力ある景観、良好な生活環境との調和が必要なケースが想定されるようになったため作成しました。再生可能エネルギー発電設備の設置に関して届け出や協議を行うことを定め、周囲の自然環境や景観の維持、市民の生活環境の保全、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としています。

募集期間・問い合わせ先

○意見を提出できる人　①市内に住所を有する人②市内に事務所または事業所を有する個人、法人等③市内に通勤、通学している人④利害関係を有するもの

○提出方法　所定の様式に必要事項をご記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール（toshikei@city.numata.gunma.jp）、または都市計画課へ直接ご提出ください。

○募集期間　平成29年 3月 6日(月)～平成29年 4月 5日(水)まで

○問い合わせ先　都市建設部　都市計画課　計画係

〒378-8501　群馬県沼田市西倉内町780番地

電話：0278-23-2111（代表）　ファクス：0278-24-5179

次ページからが、ご意見をお寄せいただきたい項目です。

沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱を制定することについて、市民の皆さまのご意見を募集します。

１．要綱の目的

この要綱は、再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定め、美しい自然環境、魅力ある景観、良好な生活環境を保全し、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とします。

【解説】再生可能エネルギーの発電設備の設置を制限することが目的ではなく、これらの発電設備の設置に関して届け出や協議を行うことを定め、周囲の自然環境や景観の維持、市民の生活環境の保全、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としています。

２．適用を受ける再生可能エネルギー発電設備について

この要綱は、事業区域の面積が１，０００平方メートル以上、３，０００平方メートル未満の土地における再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第２条第３項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。））の設置を行う事業（以下「事業」といいます。）を対象としています。

ただし、建築物の屋根や屋上で行う事業、事業区域において主に自家用に供するために行う事業、公共団体が行う公共及び公益事業は除きます。

【解説】再生可能エネルギー発電設備には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等があり、事業区域の面積が１，０００平方メートル以上、３，０００平方メートル未満の土地における事業について必要事項を届け出て、市長と協議を行う対象とし、建築物の屋根や屋上に設置するもの、その場所で主に自家用に使うために設置するもの、公共及び公益事業は除きます。

３．届出及び協議

○事業計画書の届出、市との協議

再生可能エネルギー発電設備設置事業を行う者（以下「事業者」といいます。）は、あらかじめ、事業に関する計画について、市長に届け出を行い、市長と協議しなければなりません。

【解説】事業着手の前に事業計画書を提出することで、市が計画を事前に把握し、技術的な助言、関係者や関係する機関との協議、調整を行うよう指導等を行います。

○近隣住民等への説明

事業者は、市長へ事業に関する計画を届け出る前に近隣関係者及び該当自治会（以下「近隣関係者等」といいます。）に対して事業計画についての説明会を開催しなければなりません。

【解説】事業者は近隣関係者等に対して、事業の計画について説明を行わなければなりません。事業者は、近隣関係者等の理解を得るように努めなければなりません。

○事業の基準

市長は、基準に適合しないと認めるときは、事業を行わないよう求めることができます。事業計画の内容が、事業区域の周辺地域における自然環境、景観を阻害しないこと、造成計画や排水計画が適正であること、太陽光の反射、騒音や臭気等近隣関係者等の生活環境を保全すべき措置が講じられていなければなりません。

【解説】事業者からの事業計画書について、市長は、自然環境、景観への配慮、造成計画や排水計画、太陽光の反射、騒音等生活環境を保全すべき措置についての内容を審査し、基準に適合しないと認めるときは、事業を行わないよう求めることができます。

４．違反事実の公表

○違反事実の公表

市長は、違反事実を公表することができます。

【解説】市長は、正当な理由なく、届け出や協議を行わなかったとき、虚偽の届け出をしたとき、指導、助言や勧告に応じないとき、協議の終了通知を受ける前に事業に着手したときは、その事実を公表することができます。